

3. 土壤汚染状況調査及び区域の指定事例

3.1 土壤汚染状況調査について

3.1.1 法第3条に基づく調査

1) 有害物質使用特定施設の廃止

法第3条調査が報告された有害物質使用特定施設を施設の種類別に表 3-1 及び表 3-2 に示す。法第3条調査が報告された有害物質使用特定施設は、平成 25 年度において、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。累計においては、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」の順に多かった。

法第3条調査が一時的免除された有害物質使用特定施設は、平成 25 年度において、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。累計では、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「前各号（1～71 の4に相当する施設※）を除く洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。

※ 1～71 の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

表 3-1 法第 3 条調査に関する有害物質使用特定施設（平成 25 年度）

(件数：重複回答有)

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設	調査が一時的免除された有害物質使用特定施設	
業種名	特定施設名及び号番号、記号			
動物系飼料又は有機質肥料の製造業	原料処理施設	11、イ	1	0
	圧搾施設	11、ハ	1	0
	水洗式脱臭施設	11、ホ	1	0
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	精練機及び精練そう	19、ニ	2	0
	染色施設	19、ト	2	2
	薬液浸透施設	19、チ	1	1
合板製造業	接着機洗浄施設	21の3	0	1
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	23の2、ロ	2	3
無機顔料製造業	洗浄施設	26、イ	1	0
	ろ過施設	26、ロ	0	3
	廃ガス洗浄施設	26、ホ	0	5
前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	ろ過施設	27、イ	0	5
	遠心分離機	27、ロ	0	3
	廃ガス洗浄施設	27、ヌ	1	4
カーバイト法アセチレン誘導品製造業	湿式アセチレンガス発生施設	28、イ	1	0
有機顔料又は合成染料の製造業	ろ過施設	32、イ	1	0
合成樹脂製造業	遠心分離機	33、ハ	0	1
合成洗剤製造業	廃ガス洗浄施設	36、ロ	0	1
前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	洗浄施設	37、イ	1	0
	急冷施設及び蒸りゆう施設	37、ニ	1	0
	水洗施設	46、イ	1	1
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	ろ過施設	46、ロ	0	2
	廃ガス洗浄施設	46、ニ	2	3
	ろ過施設	47、ロ	1	1
医薬品製造業	分離施設	47、ハ	1	3
	混合施設	47、ニ	0	5
	廃ガス洗浄施設	47、ホ	0	3
	混合施設	49	1	1
農薬製造業	直接加硫施設	51の2	0	1
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	洗浄施設	52、イ	1	0
皮革製造業	石灰づけ施設	52、ロ	1	0
	タンニンづけ施設	52、ハ	1	0
	研摩洗浄施設	53、イ	11	40
窯業原料（うわ薬原料を含む）の精製業	廃ガス洗浄施設	53、ロ	2	5
	水洗式破碎施設	58、イ	1	3
	酸処理施設	58、ハ	0	1
非鉄金属製造業	電解施設	62、ロ	0	2
	廃ガス洗浄施設	62、ホ	0	3
	湿式集じん施設	62、ヘ	0	1
金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む）	焼入れ施設	63、イ	2	4
	電解式洗浄施設	63、ロ	2	4
	廃ガス洗浄施設	63、ホ	16	39
石炭を燃料とする火力発電	廃ガス洗浄施設	63の3	0	1
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設	65	63	176
電気めっき	電気めっき施設	66	45	104
エチレンオキサイド又は一・四―ジオキサンの混合施設	混合施設	66の2	0	1
洗たく業	洗浄施設	67	37	41
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	68	5	12
病院	ちゆう房施設	68の2、イ	1	1
	洗浄施設	68の2、ロ	6	5
	入浴施設	68の2、ハ	1	1
自動式車両洗浄	自動式車両洗浄施設	71	0	1
科学技術（人文科学のみに係るものを除く）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設	71の2、イ	51	118
	焼入れ施設	71の2、ロ	1	0
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	71の4、イ	0	4
前各号を除く	洗浄施設	71の5	37	70
	蒸留施設	71の6	4	17
前2号を除く	排水処理施設	74	3	6
合計			313	709

注) 1～71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

表 3-2 法第 3 条調査に関する有害物質使用特定施設（累計）

（件数：重複回答有）

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設	調査が一時的免除された有害物質使用特定施設
業種名	特定施設名及び号番号、記号		
畜産食料品製造業	原料処理施設	2、イ	0
	原料処理施設	11、イ	0
動物系飼料又は有機質肥料の製造業	圧搾施設	11、ハ	0
	水洗式脱臭施設	11、ホ	0
	原料浸せき施設	19、ハ	0
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	精練機及び精練そう	19、ニ	2
	シルケツト機	19、ホ	1
	漂白機及び漂白そう	19、ヘ	1
	染色施設	19、ト	38
	薬液浸透施設	19、チ	9
	のり抜き施設	19、リ	0
	原料回収施設	21、ハ	1
化学繊維製造業	接着機洗浄施設	21の3	1
合板製造業	薬液浸透施設	22、ロ	2
木材薬品処理業	原料浸せき施設	23、イ	0
	湿式パーカー	23、ロ	0
パルプ、紙又は紙加工品の製造業	抄紙施設	23、チ	0
	自動式フィルム現像洗浄施設	23の2、イ	12
	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	23の2、ロ	14
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	水洗式破碎施設	24、ハ	1
	廃ガス洗浄施設	24、ニ	7
化学肥料製造業	塩水精製施設	25、イ	1
水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業	電解施設	25、ロ	1
	洗浄施設	26、イ	5
無機顔料製造業	ろ過施設	26、ロ	9
	遠心分離機	26、ハ	1
	廃ガス洗浄施設	26、ホ	25
	ろ過施設	27、イ	33
前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	遠心分離機	27、ロ	21
	反応施設	27、ヘ	1
	廃ガス洗浄施設	27、ヌ	58
	湿式集じん施設	27、ル	8
	湿式アセチレンガス発生施設	28、イ	0
カーバイト法アセチレン誘導品製造業	洗浄施設及び蒸りゆう施設	28、ロ	1
	蒸りゆう施設	31、イ	2
メタン誘導品製造業	洗浄施設及びろ過施設	31、ハ	1
	ろ過施設	32、イ	2
有機顔料又は合成染料の製造業	遠心分離機	32、ハ	3
	廃ガス洗浄施設	32、ニ	1
	縮合反応施設	33、イ	1
合成樹脂製造業	水洗施設	33、ロ	4
	遠心分離機	33、ハ	4
	静置分離器	33、ニ	4
	ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設	33、ホ	1
	廃ガス洗浄施設	33、リ	3
	水洗施設	34、ハ	1
合成ゴム製造業	分離施設	35、ロ	2
有機ゴム薬品製造業	廃ガス洗浄施設	35、ハ	1
	廃ガス洗浄施設	36、ロ	1
合成洗剤製造業	湿式集じん施設	36、ハ	1
	洗浄施設	37、イ	15
前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業	分離施設	37、ロ	29
	ろ過施設	37、ハ	5
	急冷施設及び蒸りゆう施設	37、ニ	3
	蒸りゆう施設	37、ホ	2
	反応施設及びメチルアルコール回収施設	37、ヨ	1
	廃ガス洗浄施設	37、タ	12
	廃ガス洗浄施設	41、イ	0
香料製造業	抽出施設	41、ロ	0
写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設	43	2
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設	46、イ	33
	ろ過施設	46、ロ	47
	廃ガス洗浄施設	46、ニ	50
医薬品製造業	ろ過施設	47、ロ	26
	分離施設	47、ハ	37
	混合施設	47、ニ	22
	廃ガス洗浄施設	47、ホ	28
農薬製造業	混合施設	49	1
第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設	50	2

(続き)

(件数:重複回答有)

有害物質使用特定施設		調査結果が 報告された 有害物質使用 特定施設	調査が一時的 免除された 有害物質使用 特定施設
業種名	特定施設名及び号番号、記号		
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、 ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設 51の2	1	27
皮革製造業	洗浄施設 52、イ	3	0
	石灰づけ施設 52、ロ	2	0
	タンニンづけ施設 52、ハ	2	0
	クロム浴施設 52、ニ	26	0
	染色施設 52、ホ	2	0
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設 53、イ	69	268
	廃ガス洗浄施設 53、ロ	12	40
セメント製品製造業	成型機 54、ロ	0	1
窯業原料（うわ薬原料を含む）の精製業	水洗式破碎施設 58、イ	9	34
	水洗式分別施設 58、ロ	2	2
	酸処理施設 58、ハ	1	2
	脱水施設 58、ニ	1	2
鉄鋼業	ガス冷却洗浄施設 61、ロ	0	3
	焼入れ施設 61、ニ	1	1
	湿式集じん施設 61、ホ	0	1
非鉄金属製造業	還元そう 62、イ	0	3
	電解施設 62、ロ	0	10
	廃ガス洗浄施設 62、ホ	11	39
	湿式集じん施設 62、ヘ	1	4
金属製品製造業又は 機械器具製造業（武器製造業を含む）	焼入れ施設 63、イ	24	41
	電解式洗浄施設 63、ロ	6	18
	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 63、ハ	2	10
	廃ガス洗浄施設 63、ホ	137	334
石炭を燃料とする火力発電	廃ガス洗浄施設 63の3	0	1
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設 65	556	2,079
電気めっき	電気めっき施設 66	513	1,570
エチレンオキサイド又は一・四―ジオキサンの混合施設	混合施設 66の2	0	1
洗たく業	洗浄施設 67	426	755
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設 68	13	30
病院	ちゆう房施設 68の2、イ	11	7
	洗浄施設 68の2、ロ	49	48
	入浴施設 68の2、ハ	12	7
中央卸売市場	仲卸売場 69の2、ロ	1	0
自動車分解整備事業	洗車施設 70の2	0	1
自動式車両洗浄	自動式車両洗浄施設 71	0	2
科学技術（人文科学のみに係るものを除く） に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設 71の2、イ	482	1,221
一般廃棄物処理	焼入れ施設 71の2、ロ	3	1
	焼却施設 71の3	1	1
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設 71の4、イ	2	13
	産業廃棄物処理施設 71の4、ロ	2	10
前各号を除く	洗浄施設 71の5	343	1,592
	蒸留施設 71の6	38	207
し尿処理	し尿処理施設 72	1	2
前2号を除く	排水処理施設 74	19	50
合計		3,000	9,038

注) 1～71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

3) 法第3条調査が一時的免除となった有害物質使用特定施設において使用されていた特定有害物質

法第3条に規定する有害物質使用特定施設の廃止のうち、調査が一時的免除となった特定施設の特定有害物質別の件数を表3-4及び表3-5に示す。なお、表3-4は平成25年度に一時的免除が確認された事例を、表3-5は法施行日(平成15年2月15日)以降に確認された事例の累計を示している。

表3-4 法第3条調査が一時的免除となった有害物質使用特定施設(平成25年度)

有害物質使用特定施設 (業種名、特定施設名及び番号、記号)	施設数(累計)	VOC(第一種)										重金属等(第二種)										農薬等(第三種)									
		四塩化炭素	一・一・二・ジクロロエタン	一・一・一・ジクロロエチレン	シス-一・一・二・ジクロロエチレン	一・一・三・ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物				
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	染色施設	2																													
	薬液浸透施設	1																		1											
合板製造業	接着機洗浄施設	1					1																								
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	3																		2	1										
	ろ過施設	3																		1	3										
無機顔料製造業	廃ガス洗浄施設	5																		5	5										
	ろ過施設	5									3							3	3	4	1										
前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	遠心分離機	3																		1	2										
	廃ガス洗浄施設	4		1	1	1			1	1			1	1								2		1	1						
合成樹脂製造業	遠心分離機	1					1																								
合成洗剤製造業	廃ガス洗浄施設	1																													
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設	1	1	1			1				1	1	1	1	1			1	1	1	1						1				
	ろ過施設	2					1													1											
	廃ガス洗浄施設	3	1	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	2			1	1	1	1		1	1		1				
	ろ過施設	1					1																								
医薬品製造業	分離施設	3		2				1										1			1	1					1				
	混合施設	5		2				1								4						1									
	廃ガス洗浄施設	3		2											3																
農業製造業	混合施設	1																				1									
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設	1																								1					
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設	40								1		2	1				1	25	14	26	29										
	廃ガス洗浄施設	5																	2	1	4	1									
薬業原料(うわ薬原料を含む)の精製業	水洗式破砕施設	3									1								2	2	2										
	酸処理施設	1																		1											
非鉄金属製造業	電解施設	2																	1	2											
	廃ガス洗浄施設	3																			3										
	湿式集じん施設	1									1								1	1											
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む)	焼入れ施設	4												3							1	1									
	電解式洗浄施設	4										4																			
	廃ガス洗浄施設	39	1				1	1	1	1	3	12	11				1	5	3	29	8										
石炭を燃料とする火力発電	廃ガス洗浄施設	1																			1										
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設	176	1	1	1	1	7	2	4	3	1	4	26	13	1		3	22	9	117	48										
電気めっき	電気めっき施設	104	1		1	1	3	3	3	5	4	33	54	1			3	16	1	19	57										
エチレンオキサイド又は一・四・ジオキサンの混合施設	混合施設	1																			1	1									
洗たく業	洗浄施設	41					1	38	1	1											1										
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	12			1	1	1	1	1	1								1		3	10										
	ちゅう房施設	1											1	1	1																
病院	洗浄施設	5									1	3	4	4				1	1		3										
	入浴施設	1										1	1	1								1									
自動式車両洗浄	自動式車両洗浄施設	1					1																								
科学技術(人文科学のみに係るものを除く)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設	118	50	46	27	26	19	64	31	34	27	38	52	53	67	63	9	49	60	58	83	85	16	16	19	10	16				
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	4	2	2	2	3	3	3	3	2	1	2		2				
	洗浄施設	70						29	16	1		25																			
前各号を除く	蒸留施設	17						13	4			2																			
前2号を除く	排水処理施設	6	1					1					1	1	1	1	1	1	1	2	6	2					1				
合計		709	58	57	34	33	23	132	98	50	31	80	59	77	143	170	78	12	61	146	100	318	270	19	17	24	11	22			

3.1.2 法第4条に基づく調査

平成 25 年度における法第4条調査の調査義務発生の契機となる法第4条第1項に基づく形質変更届出件数は10,848件であり、法第4条第2項の調査命令が発出された142件であった。

表 3-6 形質変更の届出件数と調査命令件数

	形質変更の届出件数	調査命令発出件数
平成 22 年度	10,815	270
平成 23 年度	9,525	180
平成 24 年度	9,949	126
平成 25 年度	10,848	142
合計	41,137	718

平成 25 年度に調査結果の報告を受けた事案について、届出面積別の調査報告件数を表 3-7 に示す。「3,000m²未満」、「5,000m²以上 7,000m²未満」、「3,000m²以上 5,000m²未満」の順に多かった。また、調査報告件数 150 件の平均面積は 8,082 m²、最大面積は 56,559 m²であった。

表 3-7 面積別の調査報告件数

届出面積 (m ²)	調査報告件数
0 < S < 3,000	50
3,000 ≤ S < 5,000	19
5,000 ≤ S < 7,000	24
7,000 ≤ S < 10,000	14
10,000 ≤ S < 15,000	14
15,000 ≤ S < 30,000	13
30,000 ≤ S < 50,000	5
50,000 ≤ S < 100,000	2
100,000 m ² 以上	0
小計	141
不明	9
回答事例数	150
平均面積 (m ²)	8,082
中央面積 (中央値) (m ²)	5,239
最大面積 (m ²)	56,559
合計面積 (m ²)	1,141,387

注) 3,000 m²未満の面積における形質変更の届出理由例

工事計画全体では 3,000 m²以上であるが、用地取得等に伴い敷地の一部に工期のずれが生じた。これより、着工する敷地から形質変更の届出を提出するため届出面積は 3,000 m²未満となった。

3.1.3 法第5条に基づく調査

法第5条調査の契機を表3-8に示す。平成25年度における調査命令の発出は0件であった。

表3-8 法第5条調査命令の発出の契機

(件数：複数回答有)

	調査結果報告件数		不適合事例		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	H25	累計	H25	累計	H25	累計	H25	累計	H25	累計	H25	累計
行政による調査	0	(3)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
土壌汚染対策法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例、要綱等に基づく立入検査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
行政による任意の土壌調査	0	(1)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の地下水調査	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による地下水調査	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による公共用水域の調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の公共用水域調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
事業者等による調査	0	(3)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例、要綱に基づく土壌調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の土壌調査	0	(3)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
回答事例数	0	(5)	0	(3)	0	(1)	0	(2)	0	(0)	0	(0)

注1) 各小計は該当分類での事例数を示す。

注2) () 内の数字は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成25年度末までの累計件数である。

3.1.4 調査の省略を行った事例

平成25年度における法第3条、法第4条及び法第5条に基づく土壌汚染状況調査において、規則第11条に基づき、調査を省略した段階別の報告件数を表3-9に示す。

表3-9 調査を省略した段階別件数

	法第3条 調査	法第4条 調査	法第5条 調査	合計
特定有害物質の種類を選定を省略	0	4	0	4
おそれの区分の分類を省略	0	1	0	1
試料採取等を行う区画の選定を省略	0	0	0	0
試料採取等を行う区画の選定後に省略	0	0	0	0
試料採取等の実施を省略	7	1	0	8
うち土壌ガス調査又は地下水調査	0	0	0	0
うち土壌ガスが検出された場合のボーリング調査	5	0	0	5
うち30m格子内の汚染範囲確定のための追加的試料採取	2	1	0	3
合計	7	6	0	13
調査結果報告件数	240	150	0	390

3.1.5 法第 14 条に基づく指定の申請

平成 25 年度における法第 14 条に基づく指定の申請が行われた理由を表 3-10 に示す。法第 14 条申請を行った理由のうち、自主調査により汚染が確認されたためとの回答は 154 件（52%）、法第 4 条第 2 項に該当することが見込まれたためとの回答は 124 件（42%）、敷地内/隣接地の汚染土壌の持ち込み・処理のためとの回答は 19 件（6%）であった。

表 3-10 法第 14 条申請を行った理由

(複数回答有)		
法第 14 条申請を行った理由	件数	割合
自主調査により汚染が確認されたため	154	52 %
法第 4 条第 2 項に該当することが見込まれたため	124	42 %
敷地内/隣接地の汚染土壌の持ち込み・処理のため	19	6 %
不動産取引の円滑化を図るため	13	4 %
土地改変等開発行為の促進・円滑化のため	10	3 %
法の管理下に置くことにより適正管理・汚染拡散防止を図るため	9	3 %
その他	4	1 %
調査結果報告件数	298	

3.1.6 過去に調査が行われていた土地での調査事例

平成 25 年度に報告があった法に基づく調査のうち、過去に調査が行われていた調査件数を表 3-11 に示す。法第 3 条調査を行った区域のうち、旧法第 3 条調査が実施されていた件数は 3 件、法施行前に調査が実施されていた件数は 4 件であった。法第 4 条の届出で調査命令が発出された区域のうち、旧法第 3 条調査が実施された件数は 1 件、法施行前に調査が実施されていた件数は 2 件であった。法第 14 条に基づく申請がなされた区域のうち、旧法第 3 条調査が実施されていた件数は 3 件、法施行前に調査が実施されていた件数は 15 件であった。

表 3-11 過去に調査が行われていた土地での調査件数

	法第 3 条 調査	法第 4 条 調査	法第 5 条 調査	法第 14 条 調査	合計
旧法第 3 条調査を実施した履歴がある	3	1	0	3	7
法施行前に調査を実施した履歴がある	4	2	0	15	21

※過去に行われた調査と平成 25 年度に行われた調査の関係について（例）

①法が改正される前（平成 15 年 2 月 15 日から平成 22 年 3 月 31 日）に法第 3 条調査を実施していた事例

・有害物質使用特定施設の廃止に伴って、過去に旧法第 3 条に基づく調査を実施したことがある。今回、同一の敷地内で形質変更の届出があり、有害物質使用の履歴から調査命令を発出し、調査を行った。

②法の施行前（平成 15 年 2 月 14 日以前）に調査を実施していた事例

・土地の所有者が区画整理事業に伴い、自主的に実施したものが報告されていた。また、調査結果では、汚染が確認されていた。その調査結果と新たに実施された自主的な調査結果について、法第 14 条に基づく指定の申請が行われた。

・事業者が自主的に自社の事業所を調査した結果が報告されていた。その結果では、汚染が確認されており、今回同一の敷地内で形質変更の届出があったことから、法第 4 条第 2 項に基づく調査命令を発出し、調査を実施した。

3.1.7 調査対象物質・調査方法

法第3条、法第4条、法第5条及び法第14条に基づく土壌汚染状況調査事例における、調査対象物質及び調査内容を表3-12及び表3-13に示す。平成25年度の調査対象物質は、VOCでは「ベンゼン」、「1,1-ジクロロエチレン」、「シス-1,2-ジクロロエチレン」の順に多く、重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「六価クロム化合物」の順に多かった。また農薬等では、「ポリ塩化ビフェニル(PCB)」、「有機りん化合物」、「チウラム」の順に多かった。調査方法は、VOCでは土壌ガス調査又は地下水調査が403件、土壌溶出量調査が416件、重金属等では土壌溶出量調査、土壌含有量調査がともに555件、農薬等では土壌溶出量調査が201件であった。

表3-12 調査対象物質

(件数：複数回答有)

	VOC (第一種)										重金属等 (第二種)										農薬等 (第三種)					
	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	一・一・三・ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
法第3条調査	60	51	133	127	44	84	100	72	44	127	68	69	127	104	73	26	54	119	64	114	127	27	25	27	44	28
法第4条調査	28	20	30	28	8	38	23	25	11	29	79	29	61	45	41	8	23	93	37	60	50	4	4	4	15	7
法第5条調査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第14条申請	172	167	182	184	156	174	173	174	162	177	204	187	212	197	200	71	184	254	216	231	195	85	86	87	139	89
平成25年度	260	238	345	339	208	296	296	271	217	333	351	285	400	346	314	105	261	466	317	405	372	116	115	118	198	124
累計	1,023	954	1,738	1,689	813	1,297	1,463	1,084	862	1,713	1,356	1,209	2,064	1,658	1,292	506	1,067	2,078	1,381	1,866	1,721	480	478	496	755	547

注) 累計は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成25年度末までの件数である。

表3-13 調査方法

(件数：複数回答有)

特定有害物質の種別	調査方法	件数	
		平成25年度	累計
VOC (第一種)	土壌ガス調査又は地下水調査	403	2,077
	土壌溶出量調査	416	1,763
重金属等 (第二種)	土壌溶出量調査	555	2,913
	土壌含有量調査	555	2,963
農薬等 (第三種)	土壌溶出量調査	201	814

注1) 累計は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成25年度末までの累計件数である。

注2) 調査を省略した事例は除く。

3.2 区域の指定について

3.2.1 要措置区域等の指定状況

1) 特定有害物質別及び調査の契機別の要措置区域等指定件数

平成 25 年度に指定された要措置区域等において基準不適合であった特定有害物質別の指定件数を表 3-15 及び図 3-1 に示す。要措置区域等のうち、VOC のみの基準不適合は 43 件、重金属等のみの基準不適合は 393 件、農薬等の基準不適合は 0 件、複合汚染（VOC、重金属等、農薬等のいずれか 2 種類以上の基準不適合）は 44 件であった。

表 3-15 特定有害物質別の要措置区域等指定件数

	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
法第 3 条	39	108	147	32	101	0	14
法第 4 条	7	41	48	3	43	0	2
法第 5 条	0	0	0	0	0	0	0
法第 14 条	27	254	281	8	245	0	28
法第 3 条・第 14 条	0	3	3	0	3	0	0
法第 4 条・第 14 条	0	1	1	0	1	0	0
計	73	407	480	43	393	0	44

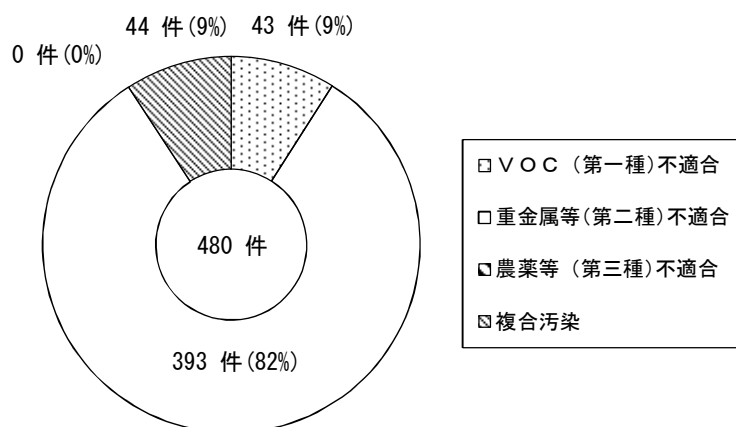


図 3-1 特定有害物質別の要措置区域等指定件数

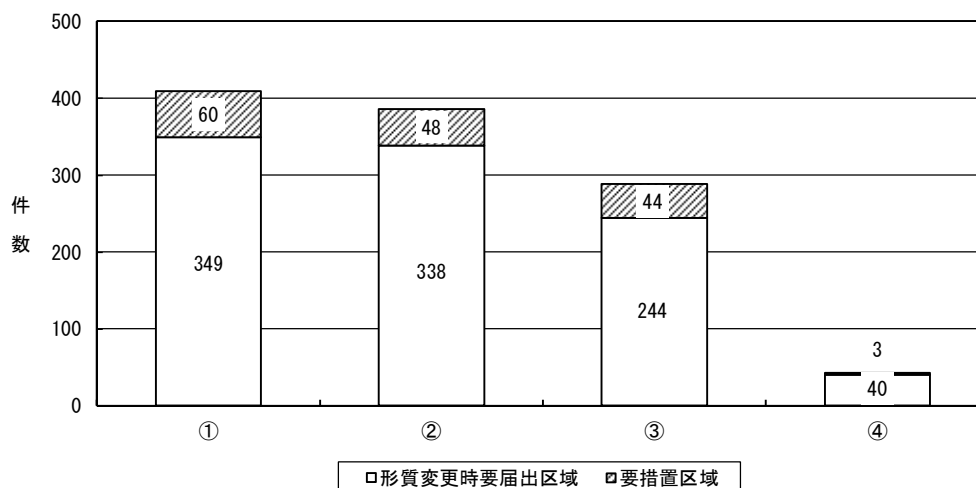
平成 25 年度に指定された要措置区域等において基準不適合が確認された調査方法を表 3-16 及び図 3-2 に示す。平成 25 年度に指定された要措置区域等では、土壌溶出量基準不適合は、要措置区域 60 件、形質変更時要届出区域 349 件、土壌含有量基準不適合は、要措置区域 48 件、形質変更時要届出区域 338 件、土壌ガス調査検出は、要措置区域 44 件、形質変更時要届出区域 244 件、調査の省略により基準不適合とみなした件数は、要措置区域 3 件、形質変更時要届出区域 40 件であった。

表 3-16 要措置区域等において基準不適合が確認された調査方法

(件数：重複回答有)

	計	土壌溶出量 調査	土壌含有量 調査	土壌ガス 調査	調査の省略
要措置区域	155	60	48	44	3
形質変更時 要届出区域	971	349	338	244	40
計	1,126	409	386	288	43

注) 1つの指定に対して複数の調査が行われることがあるため、要措置区域等指定件数とは一致しない。



注) ①～④は下記番号を示す。

- ① 土壌溶出量調査
- ② 土壌含有量調査
- ③ 土壌ガス調査
- ④ 調査の省略

図3-2 要措置区域等において基準不適合が確認された調査方法

2) 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数

平成 25 年度に指定された要措置区域等の指定件数を都道府県・政令市別に表 3-17 に示す。
要措置区域等の指定件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。

表 3-17 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数

都道府県 政令市	調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
北海道地区	北海道	4	0	4	4	1	0	2
	札幌市	2	0	0	0	0	0	0
	函館市	1	0	1	1	0	0	0
	旭川市	0	0	0	0	0	0	0
計	7	0	5	5	1	2	0	2
東北地区	青森県	1	0	0	0	0	0	0
	青森市	2	0	1	1	0	1	0
	八戸市	0	0	0	0	0	0	0
	岩手県	3	0	0	0	0	0	0
	盛岡市	0	0	0	0	0	0	0
	宮城県	3	0	2	2	0	2	0
	仙台市	11	3	9	12	2	10	0
	秋田県	0	0	0	0	0	0	0
	秋田市	0	0	0	0	0	0	0
	山形県	5	0	2	2	0	2	0
	山形市	0	0	0	0	0	0	0
	福島県	10	2	4	6	0	6	0
	福島市	3	0	0	0	0	0	0
	郡山市	1	0	2	2	0	2	0
	いわき市	0	0	1	1	0	1	0
	計	39	5	21	26	2	24	0
関東地区	茨城県	3	0	1	1	0	1	0
	水戸市	1	0	0	0	0	0	0
	つくば市	2	1	0	1	0	1	0
	栃木県	6	1	1	2	0	2	0
	宇都宮市	1	0	0	0	0	0	0
	群馬県	5	0	1	1	0	1	0
	前橋市	4	0	2	2	0	2	0
	高崎市	0	0	0	0	0	0	0
	伊勢崎市	4	0	0	0	0	0	0
	太田市	1	0	0	0	0	0	0
	埼玉県	26	7	16	23	5	14	0
	埼玉市	0	0	0	0	0	0	0
	さいたま市	0	0	0	0	0	0	0
	川越市	2	0	1	1	0	1	0
	熊谷市	0	0	0	0	0	0	0
	川口市	5	1	2	3	0	3	0
	所沢市	1	0	0	0	0	0	0
	春日部市	0	0	0	0	0	0	0
	草加市	1	1	0	1	1	0	0
	越谷市	4	1	3	4	3	1	0
	千葉県	5	0	3	3	0	3	0
	千葉市	4	1	3	4	0	4	0
	市川市	2	0	2	2	0	1	0
	船橋市	2	1	1	2	0	2	0
	松戸市	1	0	1	1	0	1	0
	柏市	0	0	0	0	0	0	0
	市原市	2	0	1	1	0	1	0
	東京都	144	14	96	110	12	85	0
	八王子市	5	3	2	5	0	5	0
	町田市	0	0	0	0	0	0	0
	神奈川県	9	2	3	5	1	4	0
	横浜市	18	1	9	10	3	6	0
	川崎市	8	0	9	9	1	5	0
	相模原市	13	1	5	6	1	5	0
	横須賀市	2	0	1	1	0	1	0
	平塚市	8	1	2	3	1	2	0
	藤沢市	1	0	0	0	0	0	0
	小田原市	0	0	0	0	0	0	0
	茅ヶ崎市	4	0	1	1	0	0	0
	厚木市	3	0	0	0	0	0	0
	大和市	2	0	2	2	0	2	0
	新潟県	11	1	5	6	2	4	0
	新潟市	7	0	1	1	0	1	0
	長岡市	2	0	1	1	0	1	0
	上越市	0	0	0	0	0	0	0
	山梨県	4	0	3	3	0	3	0
	甲府市	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	8	1	4	5	0	5	0	
静岡市	0	0	0	0	0	0	0	
浜松市	2	1	0	1	0	1	0	
沼津市	1	0	0	0	0	0	0	
富士市	1	0	0	0	0	0	0	
計	335	39	182	221	30	168	0	23
中部地区	富山県	0	0	0	0	0	0	0
	富山市	0	0	1	1	1	0	0
	石川県	2	1	1	2	0	2	0
	金沢市	5	1	2	3	0	3	0
	福井県	4	0	3	3	0	3	0
福井市	2	0	1	1	1	0	0	

(続き)

都道府県 政令市	調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染	
中部地区	長野県	1	0	1	1	0	1	0	
	長野市	0	0	0	0	0	0	0	
	松本市	0	0	0	0	0	0	0	
	岐阜県	4	2	2	4	0	4	0	
	岐阜市	1	1	0	1	0	1	0	
	愛知県	4	1	3	4	0	4	0	
	名古屋	24	2	14	16	0	14	0	
	豊橋市	1	0	1	1	0	1	0	
	岡崎市	2	1	1	2	1	1	0	
	一宮市	3	0	0	0	0	0	0	
	春日井市	0	0	0	0	0	0	0	
	豊田市	0	0	0	0	0	0	0	
	三重県	0	0	0	0	0	0	0	
	四日市市	0	0	0	0	0	0	0	
	計	53	9	30	39	3	34	0	
	近畿地区	滋賀県	16	2	2	4	0	4	0
大津市		0	0	0	0	0	0	0	
京都府		3	0	1	1	0	1	0	
京都市		9	5	7	12	1	11	0	
大阪府		17	0	13	13	1	11	0	
大阪市		36	0	35	35	0	30	0	
堺市		9	0	8	8	0	7	0	
岸和田市		1	0	1	1	0	1	0	
豊中市		9	0	9	9	0	9	0	
吹田市		3	1	3	4	0	4	0	
高槻市		4	0	2	2	0	2	0	
枚方市		6	0	4	4	0	3	0	
茨木市		4	0	2	2	0	2	0	
八尾市		1	0	0	0	0	0	0	
寝屋川市		1	0	0	0	0	0	0	
東大阪市		1	0	1	1	0	1	0	
兵庫県		15	0	8	8	1	7	0	
神戸市		7	0	5	5	0	5	0	
姫路市		2	1	1	2	0	2	0	
尼崎市		8	0	4	4	0	3	0	
明石市		2	0	2	2	0	2	0	
西宮市		2	0	2	2	0	2	0	
加古川市		1	0	1	1	0	1	0	
宝塚市		2	0	2	2	0	2	0	
奈良県		0	0	0	0	0	0	0	
奈良市		1	0	0	0	0	0	0	
和歌山県		4	0	2	2	0	2	0	
和歌山市		0	0	0	0	0	0	0	
計		164	9	115	124	3	112	0	
中国四国地区		鳥取県	0	0	0	0	0	0	0
		鳥取市	3	0	2	2	0	1	0
		島根県	1	0	1	1	0	1	0
	松江市	0	0	0	0	0	0	0	
	岡山県	4	1	2	3	1	2	0	
	岡山市	5	0	4	4	0	4	0	
	倉敷市	2	0	2	2	0	2	0	
	広島県	5	1	1	2	0	2	0	
	広島市	3	1	4	5	0	4	0	
	呉市	1	0	1	1	0	1	0	
	福山市	0	0	0	0	0	0	0	
	山口県	7	0	7	7	0	5	0	
	下関市	1	0	1	1	0	1	0	
	徳島県	0	0	0	0	0	0	0	
	徳島市	4	1	1	2	1	1	0	
	香川県	3	0	1	1	0	0	0	
	高松市	1	1	2	3	0	3	0	
	愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	
	松山市	1	0	1	1	0	1	0	
	高知県	0	0	0	0	0	0	0	
	高知市	0	0	0	0	0	0	0	
	計	41	5	30	35	2	28	0	
	九州地区	福岡県	6	0	5	5	0	5	0
		北九州市	11	0	7	7	0	5	0
福岡市		9	1	2	3	2	1	0	
久留米市		0	0	0	0	0	0	0	
佐賀県		0	0	0	0	0	0	0	
長崎県		1	1	1	2	0	2	0	
長崎市		2	1	1	2	0	1	0	
佐世保市		0	0	0	0	0	0	0	
熊本県		3	0	3	3	0	3	0	
熊本市		4	0	2	2	0	2	0	
大分県		2	0	2	2	0	2	0	
大分市		0	0	0	0	0	0	0	
宮崎県		6	0	0	0	0	0	0	
宮崎市		0	0	0	0	0	0	0	
鹿児島県		1	1	1	2	0	2	0	
鹿児島市		1	2	0	2	0	2	0	
沖縄県		3	0	0	0	0	0	0	
那覇市	0	0	0	0	0	0	0		
計	49	6	24	30	2	25	0		
合計	688	73	407	480	43	393	0		

注1) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

注2) 調査結果報告件数は、施行規則附則第2条(経過措置)の適用件数を含む。

3.2.2 指定区域対象物質

要措置区域等において、基準不適合であった特定有害物質を表 3-18、図 3-3 及び図 3-4 に示す。平成 25 年度に指定された要措置区域等において、VOC では「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」、「シス-1,2-ジクロロエチレン」の順に多く、重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。累計においては、VOC では「テトラクロロエチレン」、「トリクロロエチレン」、「シス-1,2-ジクロロエチレン」の順に多く、重金属等では、「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。

表 3-18 特定有害物質別の要措置区域等指定件数

(件数：複数回答有)

		特定有害物質																									
		VOC (第一種)										重金属等 (第二種)						農薬等 (第三種)									
		四塩化炭素	一・一・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス-1・2-ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロパン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	有機りん化合物
要措置区域件数	H25 累計	2 (4)	0 (1)	2 (12)	8 (36)	0 (0)	0 (3)	17 (77)	1 (8)	0 (0)	15 (52)	3 (17)	5 (9)	25 (75)	7 (12)	7 (24)	0 (0)	2 (9)	31 (115)	19 (65)	26 (92)	6 (21)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
形質変更時 要届出区域件数	H25 累計	6 (21)	5 (26)	10 (44)	27 (94)	5 (18)	5 (26)	22 (93)	6 (26)	5 (20)	28 (109)	14 (73)	23 (60)	85 (246)	54 (155)	63 (180)	0 (1)	22 (71)	334 (1077)	155 (505)	224 (685)	43 (130)	3 (10)	2 (10)	2 (9)	4 (15)	2 (9)
指定件数	H25 累計	8 (26)	5 (28)	12 (67)	35 (188)	5 (18)	5 (41)	39 (240)	7 (36)	5 (21)	43 (236)	17 (94)	28 (75)	110 (453)	61 (218)	70 (228)	0 (2)	24 (84)	365 (1318)	174 (606)	250 (883)	49 (217)	3 (10)	2 (10)	2 (9)	4 (16)	2 (9)
土壌溶出量	H25 累計	13 (23)	10 (23)	15 (49)	43 (211)	7 (15)	8 (32)	46 (221)	10 (28)	7 (17)	49 (212)	31 (95)	34 (75)	121 (450)	73 (215)	75 (226)	0 (1)	33 (82)	422 (1321)	230 (654)	293 (919)	60 (220)	4 (8)	3 (8)	3 (7)	5 (13)	3 (7)
土壌含有量	H25 累計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33 (74)	118 (343)	71 (188)	75 (210)	0 (1)	33 (79)	418 (1319)	230 (614)	290 (813)	59 (157)	—	—	—	—	—
土壌ガス調査	H25 累計	11 (21)	7 (18)	17 (58)	45 (141)	7 (14)	7 (26)	46 (177)	12 (34)	7 (17)	50 (173)	23 (82)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注 1) 各超過項目には複数回答があるため、土壌溶出量、土壌含有量、土壌ガス調査、調査の省略の合計は指定件数と一致しない。

注 2) 1 件の事例で複数の物質について超過しているものがある。

注 3) 指定件数の累計には、旧法の指定区域を含むため、要措置区域と形質変更時要届出区域の累計の合計とは一致しない。

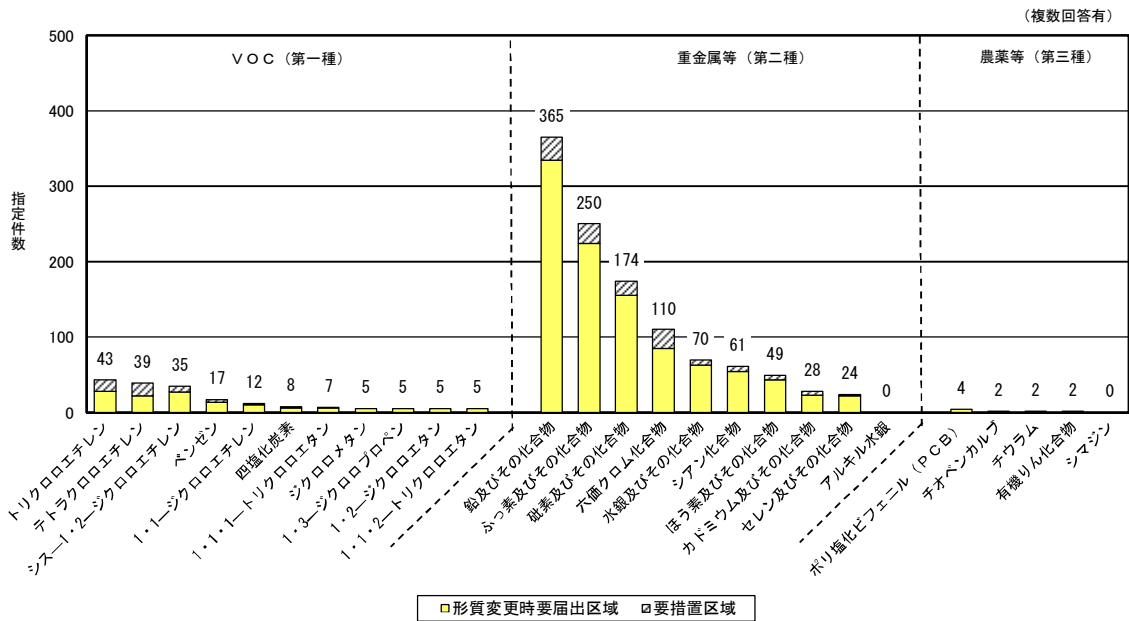


図 3-3 特定有害物質別の要措置区域等指定件数 (平成 25 年度)

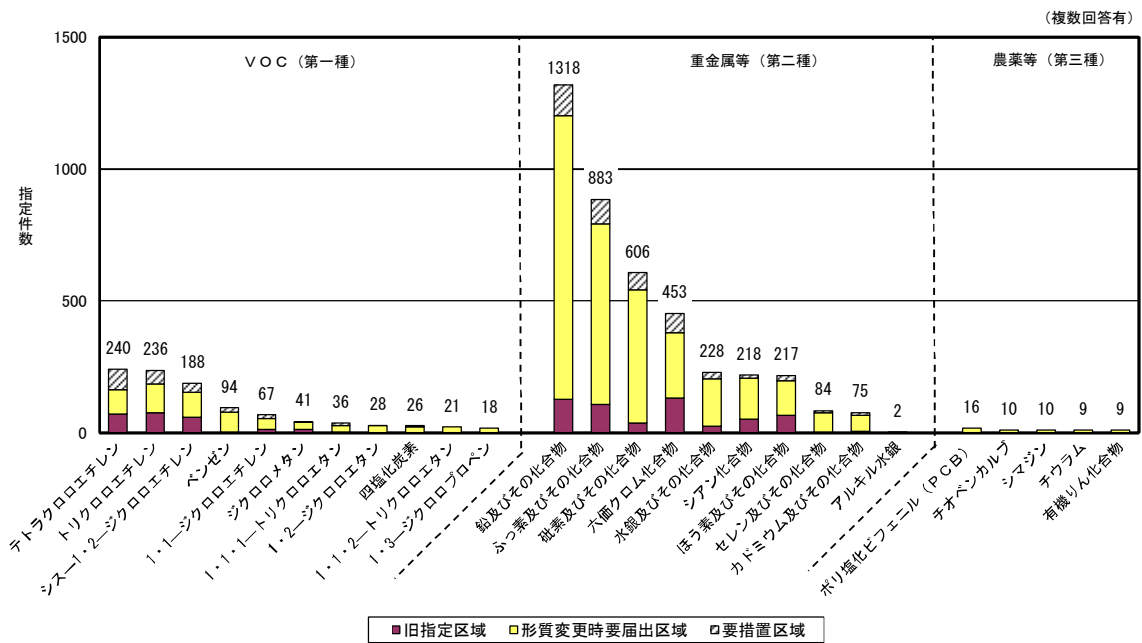


図 3-4 特定有害物質別の要措置区域等指定件数 (累計)

3.2.4 汚染の規模（面積・深度・土量）

平成 25 年度に指定された要措置区域等において、汚染の規模（基準不適合面積、汚染到達深度及び基準不適合土量）を表 3-20 から表 3-22 及び図 3-5 から図 3-7 に示す。

1) 基準不適合面積

基準不適合面積について、表 3-20 及び図 3-5 に示す。平成 25 年度の指定件数においては、「1,000m²以上 3,000m²未満」、「200m²以上 500m²未満」、「100m²以上 200m²未満」の順に多かった。

表 3-20 基準不適合面積

基準不適合面積 (m ²)	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%
0 < S < 20	0	0 %	2	0 %	2	0 %	0	0 %	2	1 %	0	0 %	0	0 %
20 ≤ S < 50	3	4 %	9	3 %	12	3 %	1	2 %	11	3 %	0	0 %	0	0 %
50 ≤ S < 100	7	14 %	27	9 %	34	10 %	7	19 %	27	10 %	0	0 %	0	0 %
100 ≤ S < 200	12	30 %	52	22 %	64	23 %	13	49 %	50	23 %	0	0 %	1	2 %
200 ≤ S < 500	19	56 %	84	43 %	103	45 %	14	81 %	80	43 %	0	0 %	9	23 %
500 ≤ S < 1,000	7	66 %	49	55 %	56	57 %	3	88 %	49	56 %	0	0 %	4	32 %
1,000 ≤ S < 3,000	23	97 %	84	76 %	107	79 %	4	98 %	91	79 %	0	0 %	12	59 %
3,000 ≤ S < 5,000	1	99 %	24	82 %	25	84 %	1	100 %	21	84 %	0	0 %	3	66 %
5,000 ≤ S < 10,000	1	100 %	32	89 %	33	91 %	0	100 %	29	92 %	0	0 %	4	75 %
10,000m ² 以上	0	100 %	43	100 %	43	100 %	0	100 %	32	100 %	0	0 %	11	100 %
小計	73	-	406	-	479	-	43	-	392	-	0	-	44	-
不明件数	0	-	1	-	1	-	0	-	1	-	0	-	0	-
回答事例数	73	-	407	-	480	-	43	-	393	-	0	-	44	-
平均面積 (m ²)	806		5,987		5,290		433		5,329		-		9,576	
最大面積 (m ²)	5,371		273,909		273,909		90,360		273,909		-		90,360	
合計面積 (m ²)	58,814		2,490,521		2,549,335		405,451		2,593,021		-		430,913	

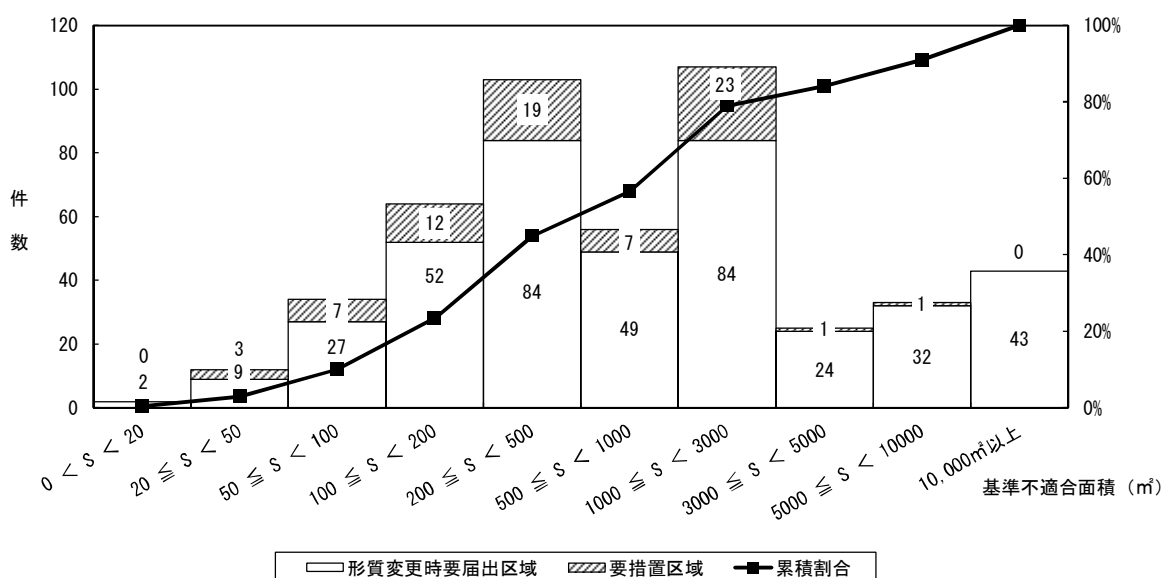


図 3-5 基準不適合面積

2) 汚染到達深度

汚染到達深度について、表 3-21 及び図 3-6 に示す。平成 25 年度の指定件数においては、「0.5m 超過 1m 以下」、「5m 超過 10m 以下」、「1m 超過 2m 以下」の順に多かった。

表 3-21 汚染到達深度

汚染到達深度 (m) (基準超過最大深度)	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%
0 < D ≤ 0.5	5	8 %	21	10 %	26	9 %	4	13 %	22	10 %	0	0 %	0	0 %
0.5 < D ≤ 1	13	29 %	45	30 %	58	30 %	3	23 %	49	31 %	0	0 %	6	27 %
1 < D ≤ 2	12	48 %	40	48 %	52	48 %	6	42 %	42	50 %	0	0 %	4	45 %
2 < D ≤ 3	6	58 %	28	61 %	34	60 %	1	45 %	31	63 %	0	0 %	2	55 %
3 < D ≤ 4	4	65 %	22	71 %	26	70 %	2	52 %	21	72 %	0	0 %	3	68 %
4 < D ≤ 5	5	73 %	13	77 %	18	76 %	0	52 %	17	80 %	0	0 %	1	73 %
5 < D ≤ 10	15	97 %	42	96 %	57	96 %	12	90 %	42	98 %	0	0 %	3	86 %
10 < D ≤ 15	1	98 %	6	99 %	7	99 %	2	97 %	2	99 %	0	0 %	3	100 %
15m超過	1	100 %	2	100 %	3	100 %	1	100 %	2	100 %	0	0 %	0	100 %
小計	62	-	219	-	281	-	31	-	228	-	0	-	22	-
不明	11	-	188	-	199	-	12	-	165	-	0	-	22	-
回答事例数	73	-	407	-	480	-	43	-	393	-	0	-	44	-
平均深度 (m)	4.1		3.7		3.7		5.7		3.3		-		4.6	
最深深度 (m)	25.0		18.0		25.0		25.0		18.0		-		15.0	

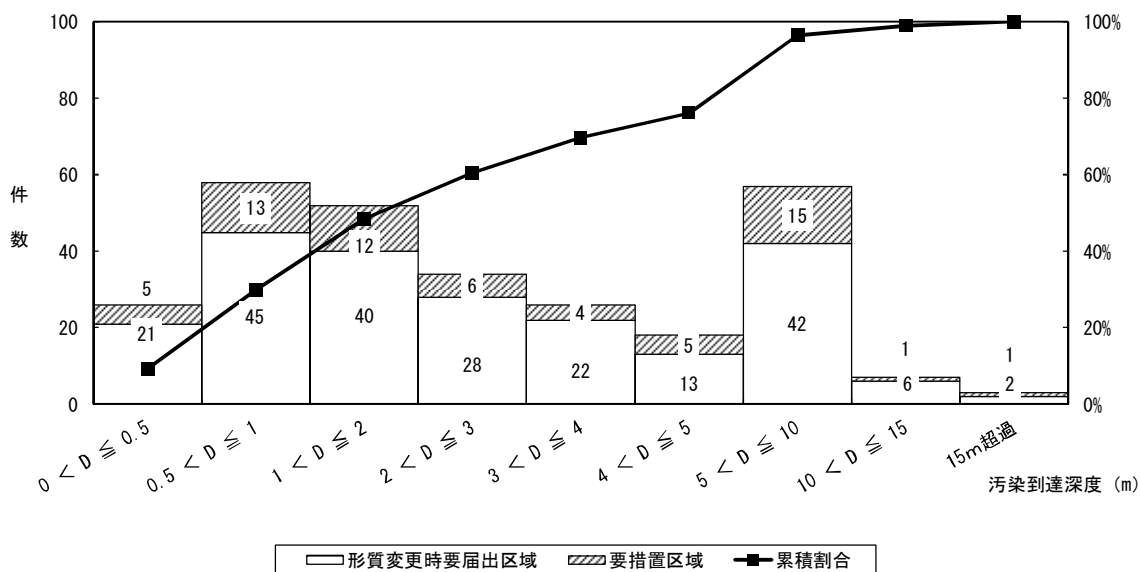


図 3-6 汚染到達深度

3) 基準不適合土量

基準不適合土量について、表 3-22 及び図 3-7 に示す。平成 25 年度の指定件数においては、「200m³以上 500m³未満」、「1,000m³以上 3,000m³未満」、「500m³以上 1,000m³未満」の順に多かった。

表 3-22 基準不適合土量

基準不適合土量 (m ³)	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%
0 < V < 50	2	5 %	9	7 %	11	6 %	3	23 %	8	5 %	0	0 %	0	0 %
50 ≦ V < 100	3	14 %	15	17 %	18	17 %	1	31 %	17	17 %	0	0 %	0	0 %
100 ≦ V < 200	5	27 %	15	28 %	20	28 %	1	38 %	17	28 %	0	0 %	2	18 %
200 ≦ V < 500	9	51 %	27	48 %	36	49 %	5	77 %	29	47 %	0	0 %	2	36 %
500 ≦ V < 1,000	8	73 %	26	67 %	34	68 %	1	85 %	32	68 %	0	0 %	1	45 %
1,000 ≦ V < 3,000	8	95 %	27	86 %	35	88 %	1	92 %	31	89 %	0	0 %	3	73 %
3,000 ≦ V < 5,000	1	97 %	9	93 %	10	94 %	0	92 %	10	95 %	0	0 %	0	73 %
5,000 ≦ V < 10,000	0	97 %	4	96 %	4	96 %	0	92 %	3	97 %	0	0 %	1	82 %
10,000m ³ 以上	1	100 %	6	100 %	7	100 %	1	100 %	4	100 %	0	0 %	2	100 %
小計	37	-	138	-	175	-	13	-	151	-	0	-	11	-
不明	36	-	269	-	305	-	30	-	242	-	0	-	33	-
回答事例数	73	-	407	-	480	-	43	-	393	-	0	-	44	-
平均土量 (m ³)	1,220		3,046		2,630		1,234		1,848		-		15,543	
最大土量 (m ³)	17,878		125,159		125,159		125,159		125,159		-		125,159	
合計土量 (m ³)	45,146		417,317		462,463		168,738		415,172		-		155,427	

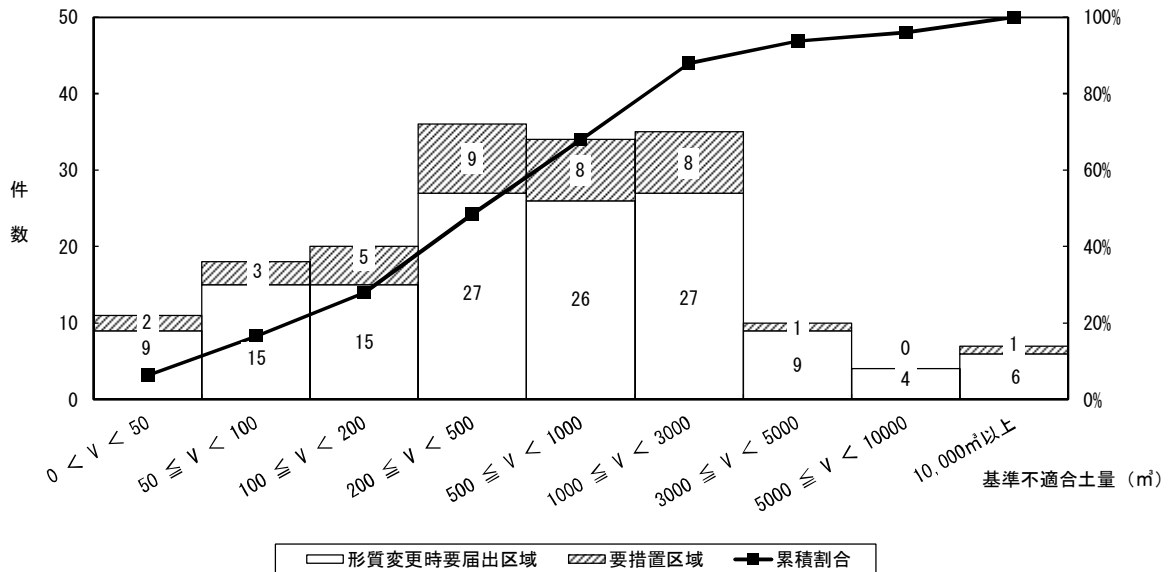


図 3-7 基準不適合土量

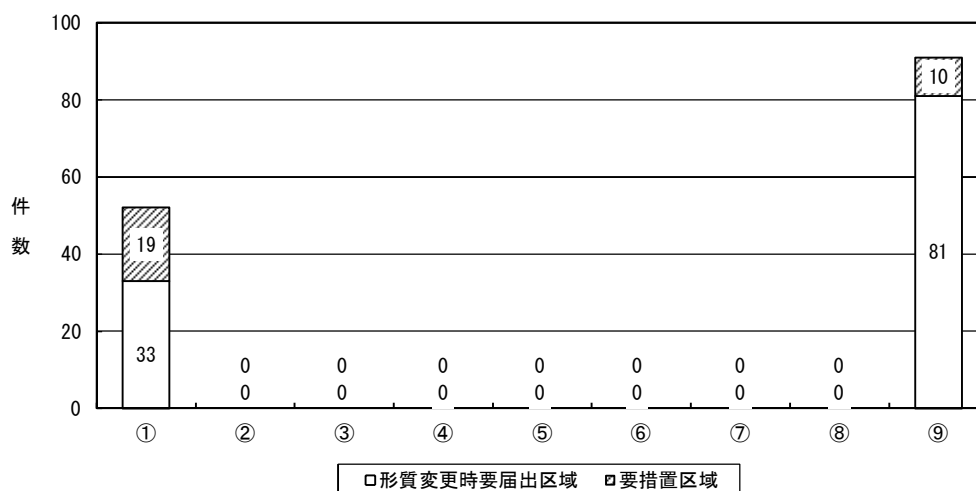
3.2.5 事例別にみられた影響

平成 25 年度に指定された要措置区域等において、事例に伴ってみられた影響（因果関係が確認されたものに限らず、推定のものも含む）を表 3-23 及び図 3-8 に示す。平成 25 年度では「地下水・伏流水汚染」が 52 件あり、うち 40 件は「地下水汚染が把握されているもの」であった。

表 3-23 事例別にみられた影響

(件数：複数回答有)

	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
① 地下水・伏流水汚染	19	33	52	18	19	0	15
うち、地下水汚染が 把握されているもの	13	27	40	14	14	0	12
② 公共用水域汚染	0	0	0	0	0	0	0
③ 大気汚染	0	0	0	0	0	0	0
④ 悪臭	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 騒音・振動	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 住民の健康への影響	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 動植物への影響	0	0	0	0	0	0	0
⑨ その他の影響（不明含む）	10	81	91	4	78	0	9
⑩ なし	43	293	336	20	296	0	20
回答事例数	73	407	480	43	393	0	44



注) ①～⑨は下記番号を示す。

- ① 地下水・伏流水汚染
- ② 公共用水域汚染
- ③ 大気汚染
- ④ 悪臭
- ⑤ 騒音・振動
- ⑥ 地盤沈下
- ⑦ 住民の健康への影響
- ⑧ 動植物への影響
- ⑨ その他の影響（不明含む）

図 3-8 事例に伴ってみられた影響

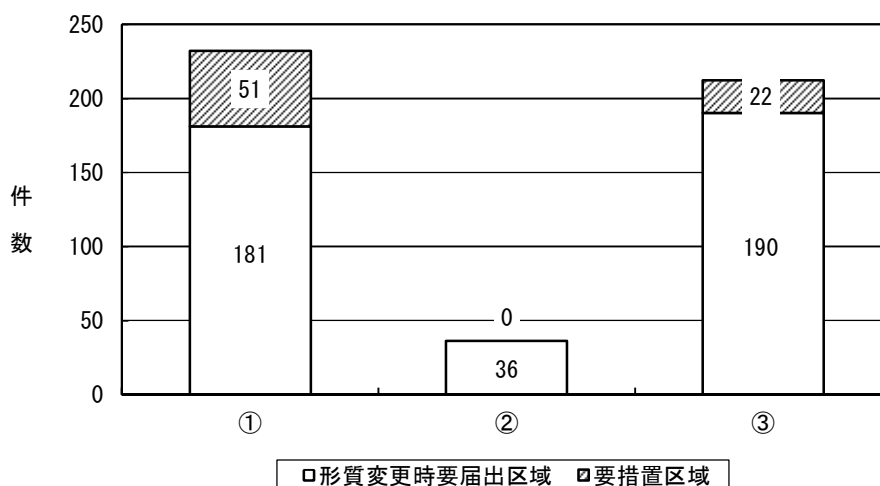
3.2.6 摂取経路

平成 25 年度に指定された要措置区域等において、摂取経路ごとの土壌汚染の状況を表 3-24 及び図 3-9 に示す。平成 25 年度では、土壌溶出量基準のみ不適合である件数は 232 件であり、うち「周辺での地下水の飲用利用等がある」は 45 件（19%）であった。土壌含有量基準のみ不適合である件数は 36 件であり、うち「当該土地に人が立ち入ることができる」は 2 件（6%）であった。土壌溶出量基準・土壌含有量基準がともに基準不適合である件数は 212 件であり、うち「周辺での地下水の飲用利用等がある」は 20 件（9%）、「当該土地に人が立ち入ることができる」は 6 件（3%）であった。

表 3-24 摂取経路でみた場合の土壌汚染の状況

(件数：複数回答有)

	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農業等 (第三種) 不適合	複合汚染
① 土壌溶出量基準にのみ不適合の事例	51	181	232	43	183	0	6
周辺での地下水の飲用利用等がある	45	0	45	20	24	0	1
水道事業用の井戸がある	5	0	5	2	3	0	0
災害時の飲用井戸がある	2	0	2	1	1	0	0
公共用水域がある	1	4	5	1	4	0	0
飲用井戸等はない	3	161	164	21	139	0	4
その他（上記以外及び該当なし）	0	18	18	2	15	0	1
② 土壌含有量基準にのみ不適合の事例	0	36	36	0	36	0	0
当該土地に人が立ち入ることができる	0	2	2	0	2	0	0
その他（上記以外及び該当なし）	0	31	31	0	31	0	0
③ 土壌溶出量基準・土壌含有量基準がともに不適合の事例	22	190	212	0	174	0	38
周辺での地下水の飲用利用等がある	20	0	20	0	15	0	5
水道事業用の井戸がある	1	1	2	0	0	0	2
災害時の飲用井戸がある	0	0	0	0	0	0	0
公共用水域がある	1	1	2	0	2	0	0
飲用井戸等はない	1	154	155	0	133	0	22
当該土地に人が立ち入ることができる	1	5	6	0	5	0	1
その他（上記以外及び該当なし）	0	38	38	0	29	0	9
回答事例数	73	407	480	43	393	0	44



注) ①～③は下記番号を示す。

- ① 土壌溶出量基準にのみ不適合の事例
- ② 土壌含有量基準にのみ不適合の事例
- ③ 土壌溶出量基準・土壌含有量基準がともに不適合の事例

図 3-9 摂取経路でみた場合の土壌汚染の状況の区分

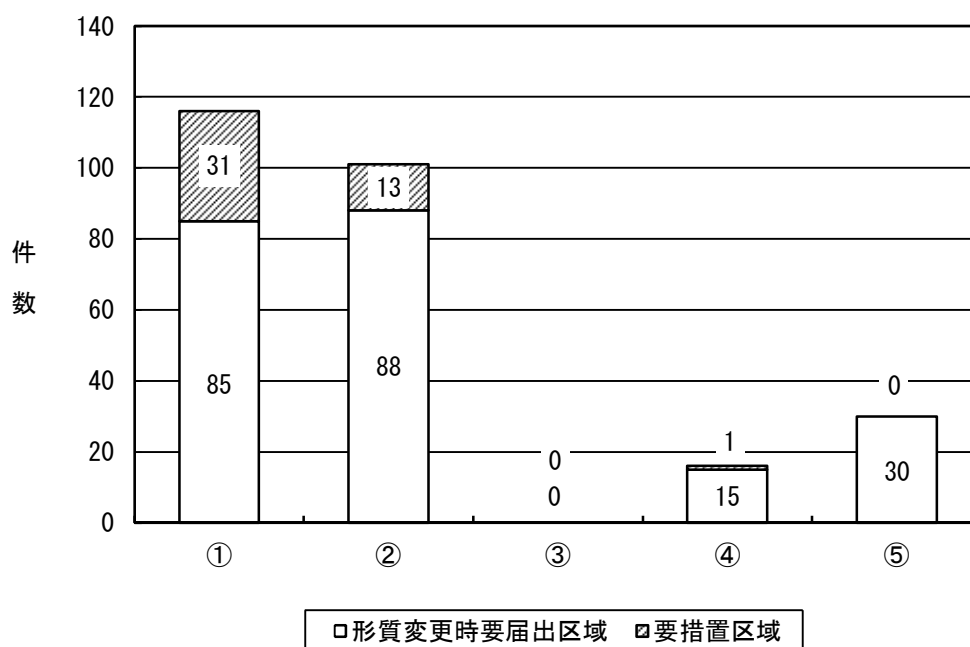
3.2.7 汚染原因

平成 25 年度に指定された要措置区域等の汚染原因を表 3-25 及び図 3-10 に示す。平成 25 年度に指定された区域では、その他（不明含む）の回答を除くと、「土壌汚染状況調査を行う事由となった有害物質使用特定施設の使用に伴う汚染と特定又は推定」、「有害物質使用以外にその土地で行われていた事業活動による汚染と特定又は推定」、「自然由来と判断」の順に多かった。

表 3-25 汚染原因

(件数：複数回答有)

	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
① 土壌汚染状況調査を行う事由となった有害物質使用特定施設の使用による汚染と特定又は推定	31	85	116	25	87	0	4
② 上記の使用以外にその土地で行われた事業活動による汚染と特定又は推定	13	88	101	3	83	0	15
③ 周囲の土地からの水経由の「もらい汚染」と特定又は推定	0	0	0	0	0	0	0
④ 埋土・盛土由来と判断	1	15	16	0	16	0	0
⑤ 自然由来と判断	0	30	30	0	30	0	0
⑥ その他（不明含む）	29	207	236	15	195	0	26
回答事例数	73	407	480	43	393	0	44



注) ①～⑤は下記番号を示す。

- ① 土壌汚染状況調査を行う事由となった有害物質使用特定施設の使用等に伴う汚染と特定又は推定
- ② 上記の使用等以外にその土地で行われた事業活動による汚染と特定又は推定
- ③ 周囲の土地からの水経由の「もらい汚染」と特定又は推定
- ④ 埋土・盛土由来と判断
- ⑤ 自然由来と判断

図 3-10 汚染原因

3.2.8 汚染原因者

平成 25 年度に指定された要措置区域等において、汚染原因者と土地所有者等との関係を表 3-26 及び図 3-11 に示す。平成 25 年度に指定された要措置区域等のうち、汚染原因者が土地所有者と同一である事例は、143 件 (29%) であり、汚染原因者が土地所有者と異なる事例は 98 件 (20%) であった。

表 3-26 汚染原因者と土地所有者等との関係

(件数：複数回答有)

関係	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数
土地所有者と同一	28	115	143
土地所有者と異なる	19	79	98
その他	27	223	250
回答事例数	73	407	480

注) その他は、未回答あるいは自然由来等原因者不明である。

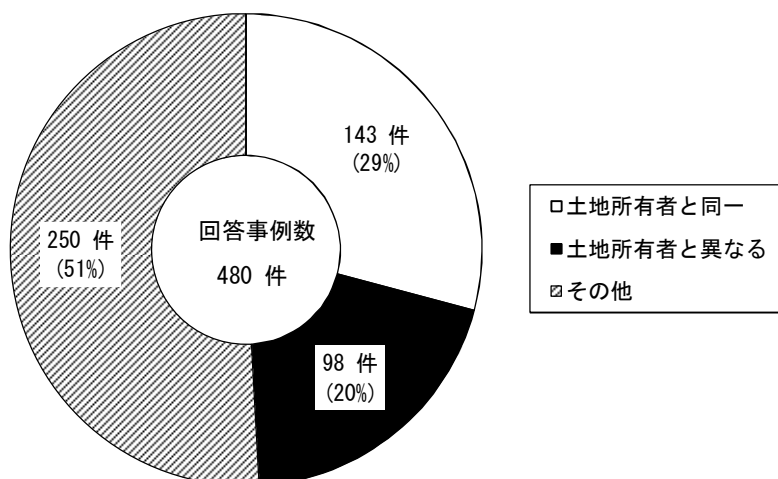


図 3-11 汚染原因者と土地所有者等との関係

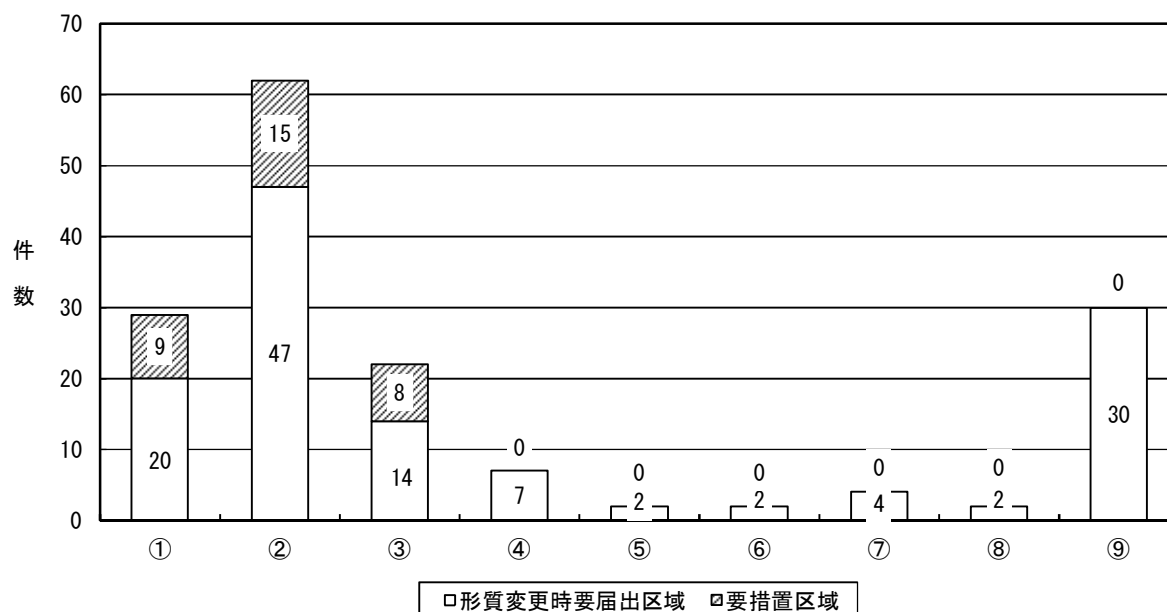
3.2.9 汚染原因行為

平成 25 年度に指定された要措置区域等の汚染原因行為を表 3-27 及び図 3-12 に示す。汚染原因行為は、「汚染原因物質の不適切な取り扱いによる漏洩」、「自然由来」、「施設の破損等による汚染原因物質の漏洩事故」の順に多かった。

表 3-27 汚染原因行為

(件数：複数回答有)

	要措置区域		指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
	件数	形質変更時 要届出区域 件数					
① 施設の破損等による汚染原因物質の漏洩事故	9	20	29	1	26	0	2
② 汚染原因物質の不適切な取り扱いによる漏洩	15	47	62	12	45	0	5
③ 汚染原因物質を含む排水の地下浸透	8	14	22	1	19	0	2
④ 廃棄物処理法施行前廃棄物の処理	0	7	7	0	7	0	0
⑤ 廃棄物処理法施行後の廃棄物の処理にあって、原因行為が行われた当時の廃棄物処理法の規制に適合していたもの	0	2	2	0	2	0	0
⑥ 廃棄物処理法施行後の廃棄物の不法投棄（不適正な取扱いを含む）	0	2	2	0	2	0	0
⑦ 残土の処理	0	4	4	0	3	0	1
⑧ 排ガス、排気中の汚染原因物質の降下、沈着等	0	2	2	0	2	0	0
⑨ 自然由来	0	30	30	0	30	0	0
⑩ その他(不明含む)	49	305	354	30	287	0	37
回答事例数	73	407	480	43	393	0	44



注) ①～⑨は下記の回答番号を示す。

- ① 施設の破損等による汚染原因物質の漏洩事故
- ② 汚染原因物質の不適切な取り扱いによる漏洩
- ③ 汚染原因物質を含む排水の地下浸透
- ④ 廃棄物処理法施行前の廃棄物の処理
- ⑤ 廃棄物処理法施行後の廃棄物の処理にあって、原因行為が行われた当時の廃棄物処理法の規制に適合していたもの
- ⑥ 廃棄物処理法施行後の廃棄物の不法投棄（不適正な取扱いを含む）
- ⑦ 残土の処理
- ⑧ 排ガス、排気中の汚染原因物質の降下、沈着等
- ⑨ 自然由来

図 3-12 汚染原因行為